

田川広域水道企業団請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事に係る成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として企業団が発注する全ての工事について行うものとする。ただし、災害復旧工事等の緊急工事その他の企業長が必要ないと認める工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 田川広域水道企業団契約事務規則（令和5年規則第2号。以下「規則」という。）第50条の規定により検査を行う者（以下「検査員」という。）
- (2) 規則様式第7号工事請負契約約款第11条の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）
- (3) 工事担当課の技術吏員である主査若しくは係長又は課長補佐の職にある者であつて、当該課長の命ずるもの（以下「主任監督員」という。）

(評定の方法)

第5条 評定は、監督及び検査について、次に掲げる方法により、工事ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- (1) 工事成績の採点は、別に定める工事成績採点表により行うものとする。
- (2) 評定結果は、工事成績評定表（様式第1号）に記録するものとする。
- (3) 評定に当たり、評定者となる監督員、主任監督員又は検査員が2人以上の場合においては、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

(評定の時期)

第6条 第4条第2号及び第3号の評定者は工事が完成したとき、同条第1号の評定者は

完成検査が終了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 完成検査に際し手直しの指示があったときは、当該手直しに係る工事が完了した後に再度の評定は行わないものとする。

(評定結果の報告等)

第7条 最後に評定を行った評定者は、評定を終えたときは、速やかに、評定結果を取りまとめ、工事成績評定表により企業長に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 企業長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに、当該工事の受注者に対して、評定結果を工事成績評定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 評定者は、前条の通知を行った後に、当該評定を修正する必要があると認めるときは、直ちに修正し、その旨を企業長に報告しなければならない。

- 2 企業長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、その結果を工事成績評定通知書により当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、企業長に評定の内容についての説明を求めることができる。

- 2 企業長は、前項の説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第3号）により回答するものとする。

- 3 企業長は、前項の回答に当たっては、別に定める田川広域水道企業団工事成績評定委員会に意見を求めることができる。

(評定結果の公表)

第11条 第8条及び第9条第2項の規定により通知した評定結果は、閲覧による方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条から第11条までの規定は、当分の間、適用しないものとする。

(適用)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約される請負工事について適用し、同日前に契約された請負工事については、なお、従前の例による。